

令和6年度第1回 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議

日時：令和6年12月16日（月）
午後7時～午後8時30分
場所：川薩保健所 2階大会議室

会 次 第

1 開 会

2 議長選任

3 議 事

(1) 報告事項

【資料1】

ア 令和5年度第3回地域医療構想調整会議の開催結果について

イ 令和6年度第1回各保健医療圏病床機能別専門部会合同部会の協議結果について

(2) 協議事項

ア 病床機能転換意向のある医療機関について

【資料2】

イ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床機能再編支援事業）の活用について

(3) その他

4 閉 会

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備考
郡市医師会	川内市医師会	会長	岩川 俊二	R6年度新規
	薩摩郡医師会	会長	堀之内 都基	
	出水郡医師会 (介護支援専門員協議会出水支部)	会長 (支部長)	來仙 隆洋	
市郡歯科医師会	薩摩川内市歯科医師会	会長	銀屋 一彦	
地区薬剤師会	出水郡薬剤師会	会長	瀬野浦 格	
地区看護協会	鹿児島県看護協会出水地区	地区長	妙圓園 和代	R6年度新規
市町長	薩摩川内市	市長	田中 良二	代理 保健福祉部長 小柳津 賢一
	さつま町	町長	上野 俊市	代理 ほけん福祉課長 甫立 光治
	阿久根市	市長	西平 良将	代理 こども保健課 課長補佐 大橋 尚子
	出水市	市長	椎木 伸一	代理 副市長 富田 忍
	長島町	町長	川添 健	代理 町民保健課長 岩下 友成
代表性を考慮した病院・診療所, 主な疾病に関する学識経験者等 及び 介護保険事業者, 保険者等	川内市医師会立市民病院	院長	田實 謙一郎	
	薩摩郡医師会病院	院長	神野 公宏	
	出水郡医師会広域医療センター	院長	内匠 拓朗	R6年度新規
	済生会川内病院	院長	寄山 敏男	
	クオラリハビリテーション病院	理事長	松下 兼一	
	出水総合医療センター	院長	花田 法久	代理 事務部長 高橋 正一
	卓翔会記念病院 (介護支援専門員協議会川薩支部)	理事長 (支部長)	黒田 篤	代理 副理事長 鉾之原 健太郎
	川内市医師会	監事	久留 敏弘	
	鹿児島県認知症グループホーム 連絡協議会	理事長 (支部長)	古城 順子	
	鹿児島県保険者協議会 (全国健康保険協会鹿児島支部)	委員(企画 総務部長)	北原 陽子	
保健所	北薩地域振興局 保健福祉環境部 (川薩保健所・出水保健所)	保健福祉 環境部長	岩松 洋一	

任期：令和7年3月31日まで

令和6年度第1回北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議座席図

令和6年12月16日(月)19:00～(川薩保健所 2階 会議室)

議長

随 行 席	川内市医師会長 岩川委員					北薩地域振興局 保健福祉 環境部長 岩松委員	事 務 局	健康企画課長 松山	
	薩摩郡医師会長 堀之内委員					鹿児島県保険者 協議会 北原委員		補佐兼企画 管理係長 中島	
	出水郡医師会長 來仙委員					県認知症グルー プホーム連絡 協議会 古城委員		出水支所長 代理 松本	
	薩摩川内市歯科 医師会長 銀屋委員					川内市医師会 監事 久留委員		出水支所 保健係長 古屋	
	出水郡薬剤師 会長 瀬野浦委員					卓翔会記念病院 理事長 黒田委員 (代理:銚之原 副理事長)		保健技師 小園	
	県看護協会 出水地区長 妙圓園委員					出水総合医療 センター院長 花田委員 (代理:高橋事務 部長)		保健技師 村尾	
	薩摩川内市長 田中委員 (代理:小柳津 保健福祉部長)					クオラリハビリ テーション病院 理事長 松下委員			
	さつま町長 上野委員 (代理:甫立ほけ ん福祉課長)					済生会 川内病院長 寄山委員			
	阿久根市長 西平委員 (代理:大橋 こども保健課 課長補佐)	出水市長 椎木委員 (代理:富田 副市長)	長島町長 川添委員 (代理:岩下町民 保健課長)	川内市医師会立 市民病院長 田實委員	薩摩郡医師会 病院長 神野委員	出水郡医師会 広域医療 センター院長 内匠委員		随 行 席	

県医師会(傍聴席)	

随 行 席		

傍 聴 席			記 者 席		

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想」（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，北薩地域保健医療圏地域医療構想 調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 北薩地域保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員22名以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから北薩地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

2 補欠又は増員により選出された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

4 委員は再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。

3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。

3 第4条、第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は、専門部会において準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」となるのは、「副部会長」と読み替えるものとする。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、その者が指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

